平成２３年（フ）第４２１号
大阪府摂津市鳥飼下３丁目11番２号
債務者　杉本　恵子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４１号
大阪府八尾市東山本新町１丁目９番７―305号
債務者　吉田　　裕
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７９号
大阪府吹田市山田南30番20―203号
債務者　森田　義治
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５２号
大阪市住吉区住吉１丁目６番６号　住吉ハイツ207号
債務者　田中　　悟
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７５号
大阪市東住吉区東田辺１丁目19番12―7001号
債務者　平出　敏雄
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８１号
大阪府茨木市豊川５丁目１番５―201号
債務者　増野　浩子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８９号
大阪市鶴見区諸口１丁目５番４―605号
債務者　松田　宏隆
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５０号
大阪府吹田市青山台４丁目３番Ｃ５―208号
債務者　横道　孝久
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９１１号
大阪府枚方市高塚町16番１―505号
債務者　枝常　高正
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９５８号
大阪府寝屋川市高柳５丁目９番６号
債務者　神谷砂智子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９６５号
大阪市住之江区浜口西２丁目５番６号
債務者　饗庭　　滋（旧姓今田）
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９８６号
大阪市平野区加美南３―７―25　グレース加美1005号室、住民票上の住所大阪市東住吉区田辺５丁目１番32―803号
債務者　秋永　高利
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１００号
大阪府茨木市星見町６番25号
債務者　新免　賢児
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１３８号
大阪府寝屋川市木田町15番19号
債務者　有働　徹也
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２１２号
大阪府門真市速見町13番12―101号
債務者　大久保ロサリーナこと　オークボ・ロサリーナ・ボルボン
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２５７号
大阪府茨木市星見町17番31号
債務者　山村良太朗
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３１３号
大阪市港区波除２丁目２番19―817号
債務者　森本　誠美（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３２１号
大阪市中央区日本橋２丁目12番14号　201号
債務者　王　　東偉
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部